

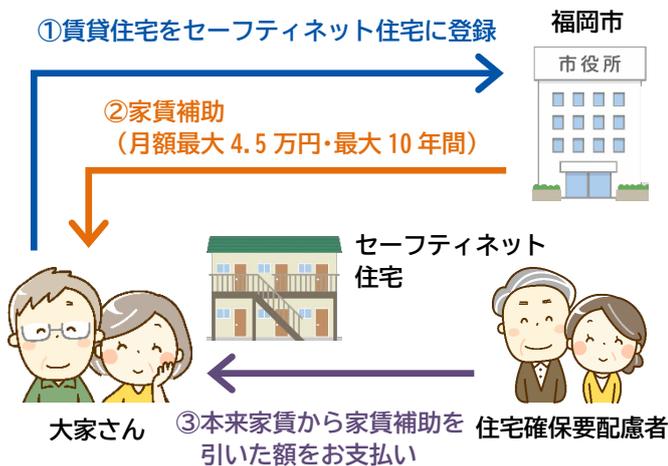
高齢者、低額所得者などの住宅確保要配慮者の皆様へ

福岡市セーフティネット住宅入居支援事業

現在お住まいの賃貸住宅で 家賃補助を受けられる場合があります！！

福岡市では住宅確保要配慮者への入居支援として、セーフティネット住宅への家賃補助を実施しています。
住宅確保要配慮者の生活状況（収入、家賃負担率、世帯属性など）及び現在お住まいの住宅の状況（広さ、家賃など）によっては、家賃補助を受けられる場合があります。

制度イメージ（概要）



家賃補助額の例

【面積】70㎡【家賃】80,000円の場合

入居世帯の所得(月額)	入居者負担額	家賃補助額
104,000円以下の場合	35,000円	45,000円
104,001円以上123,000円以下	40,400円	39,600円

【面積】35㎡【家賃】50,000円の場合

入居世帯の所得(月額)	入居者負担額	家賃補助額
104,000円以下の場合	17,500円	32,500円
104,001円以上123,000円以下	20,200円	29,800円

家賃補助の対象となるか聞き取りをさせていただきます。
下記までお気軽にお問合せ下さい！

TEL: 092-711-4279

福岡市住宅都市局住宅計画課
Fax:092-733-5589 Mail:m-jutaku@city.fukuoka.lg.jp
福岡市中央区天神1-8-1 福岡市役所3階

セーフティネット住宅とは？

住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅として福岡市に登録された住宅をいいます

住宅確保要配慮者とは？

高齢者、障がい者、子育て世帯等、住宅の確保に特に配慮が必要な方をいいます



その他…

被災者、DV被害者、LGBT、新婚世帯 など

現在お住まいの住宅で家賃補助を受けるための要件

1 現在お住まいの賃貸住宅を大家さんがセーフティネット住宅として登録すること
大家さんに、セーフティネット住宅として福岡市に登録申請するようご相談ください

2 住宅確保要配慮者（入居者）が下記の要件を全て満たすこと

- 2人以上の世帯（親族）であること
※高齢者、障がい者の場合は単身でも可
- 収入が著しく低いこと
- 収入に対する家賃の負担割合が高いこと
- 生活保護を受けていないこと
- 住居確保給付金を受給していないこと
- 暴力団員等ではないこと など